

「独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案」について

平成 25 年 4 月
財 務 省

1. 法律案の趣旨

独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）（注1）について、

- ① 過去の閣議決定（注2）、
- ② 共同出資者である大阪府との財産関係の整理についての合意等を踏まえて、公園事業を大阪府が承継することを前提にして、廃止するもの。

（注1）機構は、日本万国博覧会（昭和 45 年に大阪府で開催）の跡地を公園として整備、運営するとともに、日本万国博覧会の剰余金を基金として、文化的活動や国際相互理解の促進に資する活動への助成金の交付等を行っている。

（注2）「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において機構を廃止する方針とされている。

2. 法律案の概要

（1）独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止

（2）機構の解散

（3）解散に伴う資産及び債務の承継等

① 公園事業

土地、有価証券（注）について、概ね出資割合に応じた分を国が承継し、それ以外の資産及び債務を大阪府が承継。

（注）機構において有価証券を現金化してから承継。

② 基金事業

政令で定める基金承継人（注）が承継。

（注）関西経済界が推薦する公益財団法人とする予定。

（4）其他所要の経過措置

3. 施行日

公布の日から 2 年以内で政令で定める日
（平成 26 年 4 月 1 日を予定）

(独)万博機構廃止の経緯

- 昭和45年3月～9月 日本万国博覧会開催 ※実施主体は(財)日本万国博覧会協会
- 昭和46年9月 認可法人日本万国博覧会記念協会設立(これ以降、大蔵省(財務省)が法人を所管)

※国が万博跡地の約半分を大阪府から購入し、現物出資。

残りの約半分の土地を大阪府が現物出資。

※(財)日本万国博覧会協会の剰余金も承継。

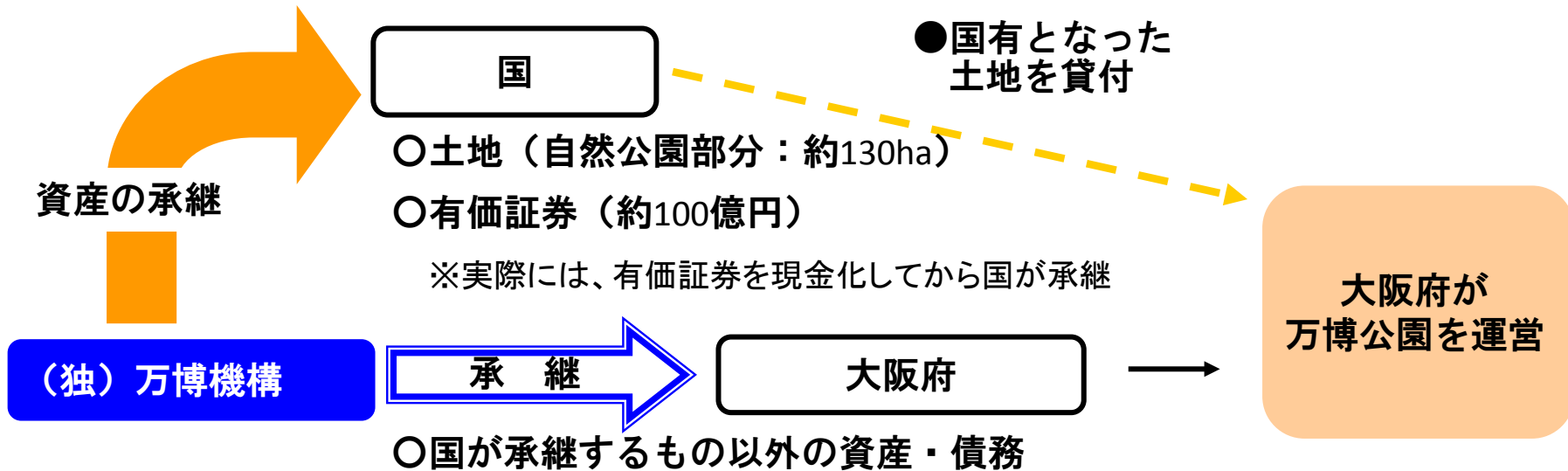
- 平成15年10月 「特殊法人等整理合理化計画」により(独)日本万国博覧会記念機構に移行
- 平成19年12月 「独立行政法人整理合理化計画」において廃止の方針 ※自公政権時代のもの
- 平成24年1月 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において廃止の方針
※民主党政権時代のもの
- 平成24年7月 大阪府と財産関係の整理について合意

※「平成25年度予算編成の基本方針」において、民主党政権時代の閣議決定は凍結されたが、

従前より廃止の方針とされている独法については、既定方針通りとすることとしている。

財産関係の整理に関する国と大阪府との合意内容

<公園事業> ※出資割合は、国53%、大阪府47%



<基金事業>



日本万国博覧会の剰余金を基金として、文化的活動や国際相互の理解の促進に資する活動への助成金の交付等を行っている。
基金残高は188億円(平成23年度末)